

千葉ロッテマリーンズかもめ会会則

(名 称)

第1条 本会は、千葉ロッテマリーンズかもめ会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、千葉ロッテマリーンズ球団（以下「球団」という。）の活動を支援、応援し、球団と千葉市民県民との絆と連携を深めるとともに、プロ野球の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、本会則の趣旨に賛同する千葉県内外の経済人を原則とする。

なお、企業等の入会にあつては、代表者をもって会員登録とする。

2 この会に入会するものは、次の会費を納入したことをもって会員の資格を有したものとす。

年会費 60,000円

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 球団を支援、応援し、絆と連携を深める諸事業
- (2) 会員組織の運営及び拡充に関すること。
- (3) プロ野球の振興及びフランチャイズの推進に関すること。
- (4) その他、第2条の目的達成のために必要な諸事業

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副代表 4名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任等)

第6条 代表、副代表、幹事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

（役員の仕事）

第7条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 幹事は、会務の執行に必要な事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に交代した時は、前任者の残任期間とする。

（特別顧問・相談役）

第9条 本会に特別顧問及び相談役を置くことができる。特別顧問及び相談役は、本会の目的達成に必要な重要事項に関し代表の相談に応ずる。

- 2 特別顧問及び相談役は、総会で決定し、任期は役員に準ずるものとする。

（会 議）

第10条 本会の会議は、次のとおりとし、代表が招集する。

(1) 総会

(2) 役員会

- 2 総会は、役員を選任、会則の制定及び変更、事業計画及び予算決算を審議し、決定する。
- 3 役員会は、総会事項以外で重要な本会の運営に関する事項、緊急を要する総会事項で、かつ総会を招集できない場合、その他代表が必要と認める事項を審議し、決定する。

（総 会）

第11条 総会は、毎年度1回開催し、激励懇親会を行うものとする。

2 総会の議長は、代表があたるものとする。

3 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって開会できることとし、総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは、議長が議決する。

（役員会）

第12条 役員会は、第5条の役員をもって構成し、必要が生じた時に開催するものとする。

2 役員会の議長は、代表があたるものとする。

3 役員会は、役員総数の2分の1以上の出席をもって開会できることとし、役員会の議決は、出席した役員の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは、議長が議決する。

(会 計)

第13条 本会経費は、会費、寄付金、その他臨時の会費をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(脱 会)

第14条 この会の会員になったものが、継続会員として新年度入りして、当該年度の6月末までに会費の納入がなかったものについては、会員の資格を自然消滅したものとして扱う。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために、事務局を公益財団法人ちば国際コンベンションビューローに置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

(その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、本会の運営についての必要な事項は、代表が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成16年8月31日から施行する。

(設立時に選任された役員の任期の特例)

2 第6条の規定により平成16年8月31日に選任された役員の任期については、第8条本文の規定にかかわらず、平成18年12月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成19年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成30年11月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和2年1月1日から施行する。